

令和 8 年 2 月 9 日

お客様 各 位

青森県信用組合

## 払戻請求書（出金票）による当座預金払戻しの取扱開始と 当座勘定規定の一部改定について

青森県信用組合では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みとして、令和 8 年 3 月末をもって手形・小切手の発行受付を終了させていただくことを既に公表しておりますが、これに伴いまして、払戻請求書（出金票）による当座預金からの払戻しの取扱いを開始いたしますのでご案内申し上げます。

また、取扱開始にあたり、当座勘定規定を下記のとおり改定いたしますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 払戻請求書（出金票）の取扱いについて

##### （1）取扱開始日

令和 8 年 2 月 9 日（月）

##### （2）ご利用方法

払戻請求書（出金票）は、当座預金の口座開設店の窓口にてお渡ししますのでお申し付けください。払戻請求書（出金票）に日付、口座番号、金額を記入し、届出の印鑑により記名押印のうえ窓口にご提出ください。

##### （3）留意事項

当座預金の口座開設店でのみご利用いただけます。

払戻請求書（出金票）は、当座預金ご契約者さまが払戻しを請求する際に使用するもので、小切手振出のようにお取引先等の第三者への譲渡はできませんのでご注意ください。

ご利用に際し、当組合の所定の本人確認書類の提示等をお願いする場合がありますのでご了承ください。

なお、お持ちの小切手は引き続きご利用いただけます。

#### 2. 当座勘定規定の改定について

##### （1）改定する規定

当座勘定規定（一般当座用）

##### （2）改定日

令和 8 年 2 月 9 日（月）

##### （3）改定内容

「当座勘定規定（一般当座用）新旧対照表」をご参照ください

## 当座勘定規定（一般当座用）新旧対照表

改定後	改定前
<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>① 省略</p> <p>② 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。</p> <p>A. 届出または登録の印章により、当組合所定の払戻請求書（出金票）に記名押印して提出する方法。</p> <p>B. 小切手を使用する方法。</p> <p>③ 前項の払戻しに払戻請求書（出金票）を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>① 省略</p> <p>② 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>
<p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>① 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書（出金票）によらず、当座勘定からその金額を引落とすことができるものとします。</p> <p>② 省略</p>	<p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>① 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落とすことができるものとします。</p> <p>② 省略</p>
<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手、払戻請求書（出金票）または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書（出金票）、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>②～③ 省略</p>	<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造、その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>②～③ 省略</p>

以 上